

平成 28 年 12 月 20 日

各 位

会社名 シャープ株式会社  
代表者名 取締役社長 戴 正 呉  
(コード番号 6753)  
問合せ先 社長室広報担当 吉 田 敦  
TEL 大阪 (072) 282-0419  
東京 (03) 5446-8207

### CRT カルテル訴訟の和解に関するお知らせ

当社子会社である Sharp Electronics Corporation (以下、「SEC 社」といいます。) 及び Sharp Electronics Manufacturing Company of America Inc. (以下、「SEMA 社」といいます。) は、ブラウン管 (以下、「CRT」といいます。) 製造業者間でカルテルが形成されていたとして、CRT 製造業者を被告として訴訟を提起しておりましたが、2016 年 12 月 16 日、その一部である Technicolor SA (旧 Thomson SA)、Technicolor USA, Inc. (旧 Thomson Consumer Electronics, Inc.) 及び Technologies Displays Americas, LLC (旧 Thomson Displays Americas, LLC) (以下、併せて「Thomson 社」といいます。) との間で、Thomson 社が SEC 社及び SEMA 社に対して 47 百万 US ドル (5,529 百万円。1 US ドル=117.63 円で換算。2016 年 12 月 19 日現在。以下、本書面における換算レートは同じ) を支払うことを内容として和解することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

CRT 製造業者が 1995 年 3 月頃から 2007 年 12 月頃までに米国で販売した CRT につき国際的なカルテルを形成していたとして、2013 年 3 月 15 日、これらの製造業者から CRT を購入していた SEC 社及び SEMA 社は、CRT 製造業者に対して、カルテルによって被った損害の賠償を求めて訴訟を提起しておりました。

#### 2. 当該子会社の概要

(1)	名 称	Sharp Electronics Corporation
(2)	所 在 地	Sharp Plaza, Mahwah, New Jersey 07495-1163, U.S.A.
(3)	代表者の役職・氏名	CEO・Douglas Albregts
(4)	事 業 内 容	家電製品の販売
(5)	資 本 金	448,292,240US ドル (52,732 百万円)

(1)	名 称	Sharp Electronics Manufacturing Company of America, Inc.
(2)	所 在 地	9295 Siempre Viva Road, Suite J2, San Diego, CA 92154, U.S.A.
(3)	代表者の役職・氏名	President・大澤 敏志
(4)	事 業 内 容	家電製品の製造販売。ただし 2016 年 1 月に事業終息。
(5)	資 本 金	68,002,955US ドル (7,999 百万円)

#### 3. 相手方の概要

(1)	名 称	Technicolor SA (旧 Thomson SA)
(2)	所 在 地	1, Rue Jeanne d' Arc, Issy Les Moulineaux, 92443, France
(3)	代表者の役職・氏名	CEO・Frederic Rose

(1)	名 称	Technicolor USA, Inc. (旧 Thomson Consumer Electronics, Inc.)
(2)	所 在 地	101 West 103rd Street, Indianapolis, Indiana, 46290, U.S.A.
(3)	代表者の役職・氏名	Executive Officer・Christian Vasiliu

(1)	名 称	Technologies Displays Americas LLC (旧 Thomson Displays Americas, LLC)
(2)	所 在 地	1767 Carr Rd Ste 101, Calexico, California 92231, U.S.A.
(3)	代表者の役職・氏名	President・Albino Bessa

4. 和解の内容

Thomson 社が SEC 社に対して 47 百万 US ドル (5,529 百万円) を支払うことを内容としております。

5. 今後の見通し

平成 29 年 3 月期第 3 四半期の連結決算において特別利益として上記金額を計上する見込みです。

以 上